

※市県民税の課税所得金額の確認方法  
(市・県民税 特別徴収税額通知書)

①通知書の年度が、令和7年度であることを確認してください。

③市県民税の課税所得金額は、この欄の合計になります。

年度 給与所得等に係る市県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

|    |         |  |                |      |      |      |      |       |       |         |     |      |      |      |        |        |        |       |      |
|----|---------|--|----------------|------|------|------|------|-------|-------|---------|-----|------|------|------|--------|--------|--------|-------|------|
| 所得 | 給与収入    |  | 主たる給与以外の合算所得区分 | 農業所得 | 林業所得 | 漁業所得 | 鉱業所得 | 建設業所得 | 製造業所得 | サービス業所得 | 雑所得 | 課税標準 | 総所得③ | 山林所得 | 分離短期譲渡 | 分離長期譲渡 | 株式等の譲渡 | 土地等譲渡 | 先物取引 |
| 所得 | 給与所得    |  | 総所得金額①         |      |      |      |      |       |       |         |     |      |      |      |        |        |        |       |      |
| 所得 | その他の所得計 |  |                |      |      |      |      |       |       |         |     |      |      |      |        |        |        |       |      |

|      |         |         |     |          |        |      |
|------|---------|---------|-----|----------|--------|------|
| 雑損   | 医療費     | 障害・寡・勤  | 配偶者 | 扶養親族該当区分 | 本人該当区分 | 繰越損失 |
| 所得   | 社会保険料   | 配偶者特別   | 扶養  | 同        | 同      | 同    |
| 所得   | 小規模企業共済 | 基礎      | 基礎  | 同        | 同      | 同    |
| 所得   | 生命保険料   |         |     | 同        | 同      | 同    |
| 所得   | 地震保険料   | 所得控除合計② |     | 同        | 同      | 同    |
| (摘要) |         |         |     |          |        |      |

|      |            |
|------|------------|
| 税    | 額          |
| 市県民税 | 税額控除前所得割額④ |
| 市県民税 | 税額控除額⑤     |
| 市県民税 | 所得割額⑥      |
| 市県民税 | 均等割額⑦      |
| 市県民税 | 税額控除前所得割額④ |
| 市県民税 | 税額控除額⑤     |
| 市県民税 | 所得割額⑥      |
| 市県民税 | 均等割額⑦      |
| 市県民税 | 特別徴収税額⑧    |
| 市県民税 | 控除不足額⑨     |
| 市県民税 | 既充当額⑩      |
| 市県民税 | 既納付額⑪      |
| 市県民税 | 差引納付額⑫⑬⑭⑮  |
| 市県民税 | 変更前税額⑯     |
| 市県民税 | 増減額⑰⑱      |

|      |
|------|
| 納付額  |
| 6月分  |
| 7月分  |
| 8月分  |
| 9月分  |
| 10月分 |
| 11月分 |
| 12月分 |
| 1月分  |
| 2月分  |
| 3月分  |
| 4月分  |
| 5月分  |
| 変更月  |

|       |    |      |
|-------|----|------|
| 受給者番号 | 氏名 | 指定番号 |
|       | 様  |      |
| 住     | 所  | 宛名番号 |

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市長に報告として(市長が報告の代表者となります)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過するときは、処分の取消しの訴えをすることができません。

福岡市長  
公印

問合せ先：福岡市役所財政局税務部法人税務課 電話092(711)4211(直通)

ここからゆつくりとはがして下さい。

②16歳未満のお子さまの人数は、この欄をご確認ください。  
※証明書の扶養人数と実際の扶養人数が一致しない場合は、実際の扶養人数(ただし、H21.1.2からR7.1.1までに生まれたお子さまの人数)で確認してください。